



10月の安心かわら版



「ダメ出し」社会を明るく変える「ホメ出し」技術とは？

突然ですが、みなさんは誰かをホメることは得意でしょうか？世の中を見渡してみると、誰かをホメる言葉よりも「ダメ出し」や「叩き」の言葉のほうが圧倒的にあふれています。「ダメ出し」したりされたりすることは慣れていても、ホメたりホメられたりする機会は少ない…という人も少なくないかもしれません。

そもそも「ダメ出し」は相手を否定するだけなので、とても簡単にできてしまいます。一方、相手をホメることには簡単ではありません。「人を上手にホメたいけれど、どうすればよいかわからない」という人もいるのではないかと感じます。

「ダメ出し」の澤田智洋さんは、「相手にホメ言葉を贈る『ホメ出し』は、キャッチコピーを書くことと極めて似ている」と話します。

「キャッチコピーを考える作業とは、対象となる企業や商品の魅力を観察し、発見し、言葉にする行為です。これは『ホメ出し』の作業そのものだといえるでしょう」（澤田さん）

そこで今回は、澤田さんに「ダメ出し」の技術を教えてもらいましょう。ホメるのが苦手といいう人も、この手順に従えば「ホメ出し」の達人に一歩近づくはずです。

1. 「惚れレンズ」を装着する

「ダメ出し」は相手のいいところを見つけることからスタートします。そのためにはまず、「惚れレンズ」を装着して相手を見つめましょう。「惚れレンズ」とは、恋人の短所も長所も、見えてしまつ恋愛中のハートマークの目のような「相手のいいところ」しか見えなくなれるレンズ（＝視点）のこと。たとえば、恋愛中に出てくぐれることは、金持ちで自慢げな嫌味キャラなど印象ですが、「惚れレンズ」を装着して見ると「最先端のオモチャを紹介してくれる情報誌」と好意的と見えることができます。もちろん、実際に「惚れレンズ」という道具があるわけではありません。「『惚れレンズ』を装着するぞ」と意識することで、相手に対するネガティブな先入観や偏見を拭い、「相手は素晴らしい人だ」と惚れ込む視点に切り替えるということです。

2. 観察する

「惚れレンズ」を装着したら、相手をつぶさに観察しましょう。このとき、さまざまなかつてから多面的に相手の魅力を分析するところがポイントです。ファッショニキや持ち物等からその人の性向や好み、価値観を観察する「外見輪」（外見は良くなれないどんな性格がを観察する）、性格輪（どんな行動を取りているかを観察する「行動輪」）、価値観や哲学等を観察する「信憑輪」、将来のビジョンや夢を観察する「未来輪」等に加えて、言葉の数々が「ホメ出し」のネタになります。

3. 発見する

「惚れレンズ」を装着して相手をよく観察すると、相手の魅力を発見できるようになります。発見とは相手のいいところに「ハツ」とすること。まさに「ハツ見（発見）」であり、そんな「ハツ」とした瞬間にこそが「ホメ出し」の絶好のタイミングです。「ハツ」とすることを見逃さないコツは、いつも手元に「いいね」ボタンがあるような持ちでいることです。SNSを見ているときに「いいね」ボタンを押したくなるのは、ボタンが自分の前で設置されているから。同じように、相手と対面しているときは（いつも手元に「いいね」ボタンがあると思えば、押したくなるものです）。すると、相手の「ハツ」とする瞬間を逃さずキャッチしやすくなるでしょう。

国民全員がメディア化しているといつてもよいこの時代、一人ひとりの言葉には社会に対する影響力があります。「ダメ出し」にあふれた社会は暗く窮屈ですか、ひとりでも多くの人達の「ホメ出し」の積み重ねによって、明るく心地いい社会に変えていきたいとあります。

監修 澤田智洋さん

コピーライター。世界ゆるスポーツ協会代表理事。1981年生まれ。言葉とスポーツと福祉が専門。幼少期をバリ、シカゴ、ロンドンで過ごした後、17歳で帰国。2004年、広告代理店に入社。アミューズメントメディア総合学院、映画トータルナイト・ライジング、高知県等のコピーを手掛ける。2015年にだれもが楽しめる新しいスポーツを開発する「世界ゆるスポーツ協会」を設立。これまで100以上の新しいスポーツを開発し、20万人以上が体験。また一般社団法人障害攻略課理事として、福祉領域におけるビジネスを推進。著書に『わたしの言葉から世界はよくなりテイデザイン』（ライツ社）がある。
<https://twitter.com/sawadayuru>

以上
※掲載内容の無断転載を禁じます



安全運転アドバイス



道路交通法においては、第71条に運転者が遵守しなければならない以下の1から14の事項が定められています。また、各事項を違反した場合の罰則等も下表の通り定められています。今回は、その中から「泥はね運転の禁止」「乗員や積載物の転落や飛散時の措置」「積載物等の転落や飛散の防止」「騒音運転等の禁止」「携帯電話使用等の禁止」を取り上げます。

【運転者の遵守事項と交通違反の種類・罰則等の一覧表】(2022年9月1日現在)

運転者の遵守事項	交通違反の種類	罰	違反点数				反則金（単位：千円） ^{*2}
			大型車	普通車	軽車	原付	
1 泥はね運転の禁止	泥はね運転違反	A	7	6	6	6	
2 身体障害者や幼児等の保護	幼児等通行妨害違反	B	2	9	7	6	5
3 高齢歩行者等の保護							
4 通字通園バスの保護	幼児等通行妨害違反	B	2	9	7	6	5
5 安全地帯の歩行者の保護	安全地帯通行違反	B	2	9	7	6	5
6 乗員や積載物の転落や飛散の防止	転落等防止措置義務違反	A	1	7	6	6	5
7 積載物の転落や飛散時の措置	転落等防止措置義務違反	A	1	7	6	6	5
8 ドアを開く際の安全確保措置	安全不確認ドア開放等違反	A	1	7	6	6	5
9 車両等を離れる際の措置	停止措置義務違反	A	1	7	6	6	5
10 無断運転の防止措置							
11 騒音運転等の禁止	騒音運転等違反	A	2	7	6	6	5
12 初心運転者等の保護	初心運転者等保護義務違反	A	1	7	6	6	5 ^{*3}
13 携帯電話使用等の禁止	携帯電話使用等（交通の危険）	C	6				
	携帯電話使用等（保持）	D	3	25	18	15	12
14 公安委員会が定めた事項の遵守	公安委員会遵守事項違反		7	6	6	5	

* 1 「罰則」の欄の、Aは「5万円以下の罰金」、Bは「3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」、Cは「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」、Dは「6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金」となります。

* 2 「反則金」の欄の「大型」には、「中型」、「準中型」、「大型特殊車」が含まれ、「原付」には、「小型特殊」が含まれます。

* 3 小型特殊自動車のみに適用されます。

* 4 違反時に酒気を帯びていた場合の点数（酒気帯び点数）は省略しています。

1. 泥はね運転の禁止

ぬかるみや水たまりを走行するときは、泥水等の汚水を飛散させて歩行者等（歩行者だけでなく、自転車などの他の車両や他人の所有する家屋の壁や塀などの建造物も含まれます）に迷惑をかけることのないようにしなければなりません。汚水の飛散を防止するためには、「泥よけ器をつける」又は「徐行する」必要がありますが、泥よけ器をつけていても、歩行者のすぐ脇をスピードを出して追い抜くなどして、汚水を歩行者に浴びせて迷惑を与えるは違反となりますから、ぬかるみや水たまりのある道路を走行するときには徐行しましょう。

2. 乗員や積載物の転落や飛散の防止

走行中に乗車している人がドアから転落すれば重大事故につながります。積載物の転落や飛散も同様です。発進する前に、ドア（バックドアも含め）がきちんとロックされているか必ず確認しましょう。また、平ボデーのトラックなどでは、積載物のロープ掛けやシート掛けを確実に行って、転落や飛散を防止しましょう。

3. 積載物の転落や飛散時の措置

道路上に転落したり飛散した積載物を路上にそのまま放置しておくと、後続車が積載物に衝突するなどの交通事故や交通渋滞の原因となります。自ら除去する、もしくは、それが難しい場合には110番通報するなどして速やかに危険を防止するための措置を講じるようにします。なお、高速道路の場合は、自ら除去する事は危険を伴いますので、非常停車帯などの安全な場所に停止後、道路緊急ダイヤル#9910（無料）か、最寄りの非常駐車帯の非常電話を利用して各道路の管理者に落下場所や落下物を通報しましょう。

4. 騒音運転等の禁止

「騒音運転等」とは、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑をかけるような騒音を立てて車を発進したり、急加速する行為や、空ぶかし（原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させること）をする行為をいいます。このような行為は、他の交通や沿道住民等に大きな迷惑を及ぼすだけでなく、急発進や急加速は交通事故の要因にもなりますからやめましょう。

5. 携帯電話使用等の禁止

走行中に携帯電話やスマートフォンなどの通話や使用、カーナビゲーション等の画像表示用装置を注视することは禁止されています。携帯電話の通話とは、相手方と通話をするだけでなく、留守電を入れたり、聞くなどの行為も含まれます。また、画像表示用装置には、携帯電話のディスプレイも含まれますから、携帯電話でメッセージを送る行為やメールの受信内容を注视する行為も違反行為に該当します。走行中の携帯電話やスマートフォンの使用は、前方不注意などにより重大事故を招くおそれが大きいことから、違反した場合の罰則也非常に厳しく、「交通の危険」（交通事故など）を生じさせた場合は、反則金ではなく、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」の刑事処分が科せられ、違反点数も6点で免許停止処分を受けます。走行中の携帯電話使用は極めて悪質で危険な行為ですから、絶対にやめましょう。

以上

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

岩手支店 盛岡支社

〒020-0022 岩手県 盛岡市 大通3-3-10

七十七日生盛岡ビル8F TEL 019-622-3135

取扱代理店 株式会社コスモほけんサービス

【二戸店】〒028-6101 岩手県二戸市福岡字下町8

TEL 0195-43-3733

【輕米店】〒028-6302 岩手県九戸郡輕米町輕米8-79-2

TEL 0195-46-4023